

(声明)

学術を軍事研究に誘導する日本学術会議法人化に反対する

2025年3月19日

「戦争と医の倫理」の検証を進める会

政府は2025年3月7日、日本学術会議(以下学術会議)を法人化する新たな日本学術会議法案を閣議決定し、本国会での成立を狙っている。

私たち「戦争と医の倫理」の検証を進める会は、学問の自由、民主主義、平和を脅かす学術会議法人化に反対する。

法人化構想は、2020年の菅首相による6名の学術会議会員の「任命拒否」に端を発する。学問の自由と独立を踏みにじる「任命拒否」に、全国から抗議の声明が上がり、日本医学会連合も「日本学術会議の独立性維持を求める」(2022年12月23日)を発出した。これに対し、政権や自民党は任命を拒否した理由をいっさい説明せず、逆に学術会議の在り方に問題があるかのように議論をすり替え、法人化を持ちだしてきた。

学術会議は、1949年、戦前の学術研究会議が政権に協力し戦争に加担した過ちへの反省の上に発足した。学術会議が「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない決意の表明」(1950年)、「軍事目的のための科学研究を行わない声明」(1967年)、「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年)の3度の声明を発出してきた背景には、戦争に協力しないという原点がある。また、国の機関でありながら憲法23条「学問の自由」に基づく独立性が保障されてきた。

「戦争と医の倫理」の検証を進める会は2009年に設立し、日中戦争において医師が政権や軍の意向に従って731部隊などで人体実験や細菌兵器の開発を行い戦争に加担した歴史を調査し、医の倫理の確立のための教訓とする取り組みを行ってきた。2023年には、日本医学会も「将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する」(日本医学会創立120年『未来への提言』)と表明した。

今回の学術会議新法案は、現在の学術会議を廃止し、「新」日本学術会議法のもとに「新」学術会議を発足するものである。政府は、学術会議の独立性を高めるかのように説明されている。しかし実際は学問の自由と独立を奪う内容になっている。学術会議の発足当時の理念(註1)と独立(註2)が、新法案では削除された。内閣総理大臣が学術会議外から任命する監事(第23条)および日本学術会議評価委員会((第44条、第51条)、学術会議外のメンバーで構成される運営助言委員会、選考助言委員会などが設置され、学術会議や会長はその意見を聴かなければならない。守秘義務が職を退いた後まで課され(第34条)、総理大臣は学術会議に対し立ち入り検査の権限を持ち(第49条)、罰則も設けられている(第55条)。

新法による新学術会議への移行期においては、内閣総理大臣が任命する設立委員会（附則第9条）と総理大臣が指名する会長代行（附則8条）が運営にあたる。新法の下での最初の候補者選定をおこなう候補者選考委員の任命について総理大臣の指名する者と協議しなければならない（附則第6条）。

これらの内容は、学問の自由と学術会議の独立性を否定するものである。この間、自民党や一部マスコミは、軍事研究に反対する学術会議を攻撃してきたことを考えれば、学術会議を政権に従属させ軍事研究に動員する狙いは明らかである。

私たちは、日本の学問の自由、民主主義、平和を守るために、政府にたいして、直ちに法案を撤回することを要望する。

国会は活発な審議を通して廃案にすることを要望する。

医師、医学者、科学者それらを代表する学術会議が、設立時の原点と学術の独立性を守り発展させるため、法人化の議論を尽くし、反対を表明し、政権に臨むことを要請する。

（註1）現日本学術会議法前文「日本学術会議は、科学が文明国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学会と提携して学術の新pに寄与することを使命とし、ここに設立される。」

（註2）現日本学術会議法第三条「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」

新法案第2条「国は・・・その運営における自主性及び自立性に常に配慮しなければならない」